

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 10件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年1月10日から39年1月21日までの期間について、事業主は、申立人が37年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年1月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和37年1月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から同年12月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月20日から39年1月21日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年1月10日から39年1月21日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ生年月日も同一の者の、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人の兄及び複数の同僚の供述から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が、同時期にA社において勤務を始めたとする申立人の兄は、上記の未統合記録の資格取得日と同日の昭和37年1月10日に被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、事業主は、申立人が昭和 37 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39 年 1 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 37 年 1 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 1 月 20 日から 37 年 1 月 10 日までの期間について、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、上述のとおり、申立人の兄も、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 35 年 1 月 20 日から 37 年 1 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社本社から同社C支店に異動した月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

給与明細書は現在所持していないが、申立期間当時、給与明細書を毎月確認しており、厚生年金保険料は確かに控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人に係る人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年7月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月31日から同年2月1日まで
私の父は、昭和37年9月13日にB社（現在は、A社）へ入社し、39年1月31日にA社へ異動し、59年3月31日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和39年1月31日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

神奈川県国民年金 事案 7004 (事案 2258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私は、会社を退職した後、国民年金に加入していなかったため、私の妻に勧められ、昭和46年12月頃に、国民年金の加入手続を行った。その際発行された国民年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、過去の保険料をまとめて納付できる特例納付という制度があることを知ったため、私が、昭和47年6月頃に、遡ってまとめて納付した。妻と一緒に納付に行ったことは憶えているが、私も妻も、納付場所及び納付した保険料額は憶えていない。

前回の申立て時には、見つからなかったが、今回は貯金通帳が見つかったため、その写しを提出する。当該通帳には、昭和47年6月8日に11万3,600円を払い戻した記録があり、私はこの中から申立期間の国民年金保険料を納付したことを思い出した。納付後に、妻とこれで安心だと話したことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人は、昭和46年12月頃に、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、特例納付制度により、その妻が、遡ってまとめて納付したと主張しているが、i) 申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその妻も、保険料の納付時期や納付金額の記憶が無いことから、保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、同年同月に払い出されていることが確認でき、国民年金手帳の初めて国民年

金の被保険者となった日は、同年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができないこと等から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料として、申立人の貯金通帳の写しを当委員会へ提出し、当該通帳において、昭和47年6月8日に11万3,600円が払い戻されていることから、この中から申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間のうち、40年4月から45年3月までの期間を第1回特例納付により、また同年4月から46年3月までの期間を過年度納付により、実際に納付した場合の保険料額は3万1,800円となり、前述の払い戻された金額とは大きく乖離^{かい}しており、当該資料を申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものと認めることはできない上、口頭意見陳述においても、記録訂正につながる新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7005 (事案 4549 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 12 月まで

私は、前回の申立期間のうち、平成 14 年 4 月から同年 12 月までの期間については、記録訂正が認められなかったが、私は、会社を辞めた同年 4 月頃、当時居住していた市の市役所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、雇用保険の求職者給付から国民年金と国民健康保険の保険料を納付していた。そのため、受給していた給付金がほとんど残らなかったことを記憶している。

今回の申立てを行うに当たって、新たな資料は無いが、前回の委員会の判断に納得できないため、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた平成 14 年 4 月頃、当時居住していた市の市役所で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、雇用保険の求職者給付から国民年金と国民健康保険の保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の所持する年金手帳には、申立期間当時居住していた住所の記載は無いこと、ii) 申立人のオンライン記録では、同年に申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われていることが確認でき、当該期間当時、申立人は国民年金に未加入であったと考えられること等から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、22 年 10 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、記録訂正につながる新たな資料の提出は無い上、申立期間当時、申立人と同居していた実家の母親からも、申立人が国民年金保険料を納付していたとする、新たな具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、

基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進された期間であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7006

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、私の国民年金の加入手続を誰が行ったのか不明であるが、昭和44年5月下旬頃、自宅に来た国民年金保険料の集金人が黒い表紙の帳簿のようなものを見ながら、会社を退職した時から同年5月までの保険料を計算し、「未納分をいただきますがどうしますか。」と言われたので、はっきりとした金額は憶えていないが、結婚の祝い金の中から2万数千円を納付したところ、集金人からは領収書は渡されず、集金人がその黒い帳簿のようなものに何かを記入していたのを見たことを記憶している。

その後、昭和44年6月からの国民年金保険料については、集金人が置いていった振込用紙（納付書）により、駅前の金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では国民年金の加入手続を行った記憶は無く、誰が加入手続をしたか分からないと述べていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って集金人に納付したと主張しているが、i) 制度上、集金人は、過年度の保険料を徴収できないこと、ii) 申立人が当時居住していた区では、過年度の保険料の収納はできなかったこと、iii) 過年度の保険料の納付については、郵便局及び金融機関に備付けの納付書により行われていたことから、申立人の主張と一致しない。

さらに、昭和44年5月頃、集金人に申立期間の国民年金保険料として2万数千円ぐらゐを納付したと述べているが、当該期間の保険料及び現年度分の

保険料を実際に納付した場合の保険料額は 5,450 円であることから、金額が大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 7007

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和54年に病気をし、57年に退院したことを契機に、同年、社会保険事務所(当時)で国民年金に再加入する手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、同事務所で、同年2月18日に遡ってまとめて納付した。その際、同事務所の職員から、国民年金保険料現金領収証書を渡され、その領収証書に記載されている55年1月から同年3月まで(54年度)の期間の保険料は、54年1月から同年3月まで(53年度)の期間の保険料であると説明されたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月から56年2月までの国民年金保険料現金領収証書を所持しており、当該領収証書に記載されている55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、54年1月から同年3月までの保険料を納付していたことを示すものであると主張している。これについて、i) 当該領収証書には、55年1月から同年3月までの実際の保険料額である9,900円の記載があり、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額8,190円と相違していること、ii) 当該領収証書に記載されている保険料の納付月及びオンライン記録の保険料の納付月が一致していることから、当該領収証書が申立期間の保険料を納付していたことを示すものであったと認定することは困難である。

また、申立人が所持している当該領収証書の記載事項により、昭和56年6月に払い出された国民年金手帳記号番号で57年2月18日に国民年金保険料

が納付されたことが確認でき、同年同月同日の時点において、申立期間は時効により当該手帳記号番号では、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人には、別の国民年金手帳記号番号が昭和 38 年度に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、当該手帳記号番号のオンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は無い上、申立人に、それら以外の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月頃から53年5月頃までの期間及び平成2年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月1日から57年8月1日までの期間及び平成16年4月12日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月頃から53年5月頃まで
② 昭和53年11月1日から57年8月1日まで
③ 平成2年3月31日から同年4月1日まで
④ 平成16年4月12日から20年9月1日まで

私は、申立期間①について、A市にあったB社（現在は、C社）でD業務に従事していたにもかかわらず、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間②について、給与として基本給及び手当が支給される条件でE社（現在は、F社）に勤務したが、当該期間の標準報酬月額が給与の総支給額より低くなっている。

申立期間③について、昭和62年10月19日から平成2年3月31日までの期間において、G社（現在は、H社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月1日ではなく、同年3月31日となっている。

申立期間④について、I社（現在は、J社）に勤務していた期間のうち、当該期間の標準報酬月額が、給与の総支給額と異なっている。

申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②及び④については、厚生年金保険の標準報酬月額の記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社において厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかし、オンライン記録では、B社は、昭和59年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、「申立期間①当時、厚生年金保険に加入していない。」と回答しており、複数の同僚は、「入社時、B社は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと主張している。

しかし、申立人が自身と同じぐらいの給与額であったと記憶する同僚のオンライン記録における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とおおむね同額であることが確認できる上、当該同僚は、「記憶している給与額と厚生年金保険の標準報酬月額に相違は無い。」と回答している。

また、F社は、「当時の資料が無く、申立人の保険料控除等については不明。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

なお、申立人は、E社が発行したと主張する給与明細書を提出しているが、当該明細書に事業所名及び支給年月日の記載が無い上、F社は、「社名及び個人番号の記載が無いため、当社が発行した給与明細書ではない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、平成2年3月31日までG社に勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立人が所持している平成2年分の源泉徴収票の摘要欄には、申立人の離職日は、同年3月30日と記載されていることが確認できる。

また、H社は、「当時の資料が無く、申立人の保険料控除等については不明。」と回答している。

さらに、同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間④のうち、平成16年4月から18年1月までの期間及び同年3月から20年8月までの期間については、申立人が所持する給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間④のうち、平成18年2月については、上記の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該給与明細書から確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額である。

さらに、K厚生年金基金が記録する申立期間④における報酬標準給与月額、L健康保険組合が記録する当該期間における標準報酬月額並びにJ社が提出した「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 26 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 30 日から同年 9 月 17 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 17 日から 39 年 1 月頃まで

私は、昭和 37 年 11 月 26 日に A 氏が所有する船舶 B へ C 職として乗船し、38 年 9 月 16 日に下船した。下船後は、39 年 1 月頃まで D 社（現在は、E 社）で F 職として勤務していた。船員手帳を提出するので、申立期間①及び②を船員保険の被保険者として、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が当該期間において A 氏の所有する船舶 B に乗船していたことが確認できる。

しかし、A 氏の所有する船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 38 年 2 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 30 日と記録されており、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している上、オンライン記録とも一致している。

また、申立人が自身より先に船舶 B へ乗船し、一緒に下船したと記憶する父親である船長は、上記の被保険者名簿から、申立人の資格取得日より後の昭和 38 年 2 月 10 日に被保険者資格を取得し、申立人と同日の同年 7 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿において申立期間①又は②に被保険者記録がある同僚は、既に死亡又は連絡先が不明のため、申立人の船員保険料控除等に関する証言を得ることはできなかった。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、船舶Bを下船後、D社でF職として勤務していたと主張している。

しかし、E社は、「申立期間③当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している上、同社の被保険者で連絡先の判明した同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に関する証言を得ることはできなかった。

また、G健康保険組合は、「申立期間③当時の被保険者名簿が残っているが、当該名簿に申立人の名前は見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人がD社において一緒に勤務していたと記憶する同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が記載されていない。

このほか、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年頃から 47 年 12 月 2 日まで

私は、昭和 43 年頃に、知人の紹介でA社（現在は、B社）に正社員として入社した。それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 47 年 12 月 2 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の専務の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部の期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の専務は、「申立人に限らず、当時の従業員は正社員としてではなく、アルバイト扱いとして採用していた。ある程度様子見の期間があり、会社に定着すると判断した者を社会保険に加入させていた。様子見の期間は人それぞれだった。」と述べている。

また、申立人と同様の職種であったとする者を含む複数の従業員について、その記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日について検証したところ、入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間は、約1年2か月から約4年と区々となっていることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間の書類や資料は残っておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、申立期間後のA社に係る厚生年金保険の被保険者期間と、C社及びD社の被保険者期間に重複する期間があることも申立ての理由であると主張しているところ、オンライン記録において、A社に係る被保険者期間中にC社及びD社の被保険者期間と重複した被保険者期間があることが確認でき、当該重複期間については、A社に係る被保険者期間の標準報酬月額に、C社及びD社それぞれの標準報酬月額が合算され、申立人が現在受給している老齢厚生年金の年金額計算の基礎となっていることが確認できるが、このことについて管轄年金事務所では、「重複した記録となっている理由は不明である。」と回答している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年頃から 38 年 8 月頃まで

私は、申立期間において、A社にB職として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に入社する約1週間前まで、C社において厚生年金保険の被保険者であったと記憶しているので、同社の資格喪失日から、A社における資格取得日が判明するはずであり、同僚等に確認すれば、私が同社において厚生年金保険の被保険者であったことが判明するはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C社における被保険者資格の喪失日から、A社の被保険者資格の取得日が判明するはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無く、同社と名称が類似する事業所を含め検索したものの、該当する事業所を特定することができないことから、申立人がA社に勤務していた期間の始期を特定することができない上、同社において被保険者期間がある複数の同僚に照会したが、回答のあった8名のうち4名が、「申立人のことは記憶に無い。」、4名が「申立人のことを記憶しているが、勤務していた期間は不明。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人が、A社において同様の業務に従事していたと記憶している同僚 13 名のうち4名には、同社に係る厚生年金保険の被保険者とし

での記録が無い上、事業主の所在は不明であり、申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月頃から同年5月頃まで
② 昭和26年6月頃から同年7月頃まで
③ 昭和28年9月頃から29年2月頃まで
④ 昭和38年頃から40年頃までのうちの3か月
⑤ 昭和39年3月頃から同年9月頃までのうちの3か月

申立期間①はA社に、申立期間②はB社C営業所に、申立期間③はD社E営業所及び同社F支店に勤務していた。また、具体的な期間は覚えていないが、申立期間④はG社に、申立期間⑤はH社I支店に、それぞれ少なくとも3か月は勤務していた。ところが、厚生年金保険の記録によると、いずれも被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から⑤までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な記憶及び申立人が記憶している同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和28年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人の具体的な供述及び申立人が記憶している同僚の氏名がB社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる

ことから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社C営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、当該被保険者名簿に記載されている全被保険者の連絡先が判明しないため、照会することができない。

また、B社本社の上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、当該期間に同社本社の被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、B社は、「当社の保管資料の中に、申立人に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人が記憶している同僚と同姓の者が、D社E営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間のD社E営業所の上記被保険者名簿、同社E営業所近隣の同社F支店の同被保険者名簿、及び同社本社の同被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番は無い。

また、D社E営業所及び同社F支店において、当該期間に被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、D社は、「申立期間③当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人の具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、G社は、昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、G社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人が記憶している同僚の氏名が、H社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に確認でき、この同僚は、「期間は分からないが、申立人が同社I支店に勤務していた記憶がある。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社I支店に勤務していたことは推認できるが、申立人は、具体的な勤務期間についての記

憶が無く、期間を特定することができない。

また、H社 I 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、前述の同僚は、「社内規則として、特別な事情の無い限り、3か月の試用期間があったと思う。」と供述している。

さらに、H社は、「申立期間⑤当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
私は、叔父が経営する A 業の B 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における具体的な記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、事業主は既に死亡していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から23年8月1日まで
② 昭和25年4月1日から27年8月1日まで
③ 昭和28年4月1日から29年4月1日まで

私は、申立期間①にA事業所に勤務していたが、オンライン記録では、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、昭和25年4月1日にB社C工場に入社し、27年8月29日まで勤務していたが、オンライン記録では、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

さらに、昭和28年4月1日にB社D工場に入社し、29年5月20日まで勤務していたが、オンライン記録では、申立期間③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、E養成所の卒業証書を所持している上、A事業所で担当した業務を具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に関わる業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている3名の元事業主は、いずれも既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚の氏名は、上記被保険者名簿には記載が無い上、申立人が記憶しているF職の2名には厚生年金保険の被保険者

記録があるが、申立人は、F職ではなかったとしている。

さらに、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、住所の判明した同僚1名に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得られないことから、申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、当該期間において申立人の名前の記載が無く、健康保険番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の記録及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社C工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該期間当時の事業主は住所が不明であるため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、住所の判明した同僚7名に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、いずれの者からも証言が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の被保険者資格取得日は、昭和27年8月1日となっている上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿でも、被保険者資格取得日は同年8月1日となっており、いずれもオンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は、昭和28年4月1日にB社D工場に入社し、29年5月20日まで勤務していたと主張しているが、同社D工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、住所の判明した同僚7名に申立人の当該期間における勤務実態について照会したが、いずれの者からも証言が得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、B社D工場は、昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所になっていない。

さらに、申立人と同じ昭和29年4月1日にB社D工場における厚生年金保険の被保険者資格を取得している当該期間当時の事業主は、住所が不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記同僚7名のうち、申立人が記憶している2名は、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について分からないと述べている上、5名からも、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について証言が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の被保険者資格取得日は、昭和29年4月1日となっている上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿でも、被保険者資格取得日は同年4月1日となっており、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 5 日から 46 年 7 月 31 日まで
年金記録を確認したところ、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が昭和 48 年 1 月 18 日に支給された記録になっている。

しかし、A社に係る脱退手当金は、同社の退職時に手続をして受給したが、B社に係る脱退手当金は受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る脱退手当金は受給したが、B社に係る脱退手当金は受給していないと主張しているが、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人の脱退手当金は、申立期間を含む支給日前の全ての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給したことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、A社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録がある全ての者の同社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるが、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者原票には「脱」の表示がない一方で、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱」の表示があるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月頃から 17 年 6 月頃まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、平成 16 年 12 月 5 日から 17 年 2 月 20 日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 40 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は所在が不明である上、申立人は同僚の名前を記憶していないため、これらの者に申立人の勤務実態及び保険料の控除について照会することができない。

さらに、B市が保管している申立人の平成 18 年（17 年支給の給与に係るもの）の給与支払報告書から、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、申立人は、16 年 8 月から現在まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 1 月半ば頃まで
私は、昭和 38 年 7 月 1 日に A 社に就職し、同社 B 店に配属になった。
39 年 1 月半ばに同社を退職したが、同社に勤務していた期間について、
厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間を厚生年金保険の被
保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 店に勤務していた同僚の氏名を記憶しており、当該同僚の氏名が、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 社における申立期間当時の事業主の氏名が判明せず、複数の同僚からも申立人に係る供述は得られない上、同社の事業を承継した C 社は、申立期間における A 社の資料は残っていないと回答していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。